



波紋

2013・3・27

はもん

VOL. 2

障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都実行委員会

「障害で私を隠さないで。私は人間、私は女」——

こんな、ちょっとドキッとさせるタイトルのシンポジウムが、3月16日（土）に京都テルサで開催されました。1981年の国際障害者年を記念して毎年行われてきたシンポジウムですが、今回のテーマは大きく二つあり、国の障害者差別禁止法および京都府の条例について学ぶことがまず一つ。もう一つが、「障害のある女性への複合差別」について考えることでした。

障害のある女性は、「障害者」としてだけでなく「女性」としても差別や暴力に苦しめられ、尊厳を傷つけられてきました。しかしこの問題は障害者施策からも女性施策からも何ら対策がとられることなく、障害者運動のなかでも女性の声が聞かれにくい状況がありました。これは日本だけでなく世界共通です。そのため障害者権利条約では第6条に「障害女性」という独立した項目が設けられ、障害女性の権利と尊厳のためにとりくむ必要性が述べられました。いま制定がめざされている差別禁止法の部会意見でもふれられていますし、京都府の条例でも障害女性の問題を条文の中に入れるように取り組んでいます。

シンポジウムは、参加者100人を超える大盛況で、このテーマへの関心の高さがうかがえました。午前の基調講演では、差別禁止部会の委員としてこの問題にとりくんだ加納恵子さん（関西大学）に、差別禁止法の目的や意義とともに、障害女性が抱える複雑な問題について、またそれを皆の問題としてとらえる必要性についてお話いただきました。（次のページへ続く）



差別禁止法の内容について解説する加納恵子さん（京都テルサ）

午後の最初は、京都府条例の現状報告でした。実行委員会のメンバーであり検討委員の矢吹文敏さん、村田恵子さん（女性障害当事者委員）、そして京都府の担当課長が壇上にあがり、これまでの経過と課題を説明しました。続いてパネルディスカッションに入ります。



熱気に包まれた会場

まず藤原久美子さん（神戸Beすけっと）からは、途中で視覚障害をもち、周囲の無理解があるなかで出産、子育てをしてきた経験から、女性障害者に向けられる社会のまなざしや、子育てをめぐる制度の使いえなさ等について、ユーモアをまじえて話されました。



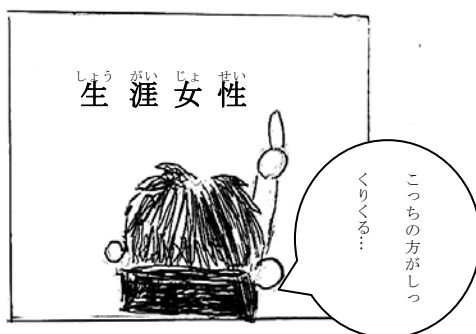
パネリストの方々は全員、女性の当事者でした。

続いて米津知子さん（SOSHIREN）は、70年代から女性解放運動に携わって優生保護法の問題に取り組む中で、女性と障害者が対立させられてしまう、その背景に女性差別と障害者差別の結びつきがあると気づきました。障害者差別（優生思想）がある社会で、一般女性は「健康な子をうまなくて」という抑圧に苦しめられ、一方、障害女性は「産む性」から排除されていますが、両者はコインの裏表といえます。米津さんは、「新型出生前診断」の問題にもふれられ、女性たちが一緒に考えていく必要性を訴えられました。

最後に地元・京都の香田晴子さん（日本自立生活センター）は、女性障害者問題に取り組む当事者の中にも、重度の人や言語障害がある人が少ないことに疑問を投げかけ、話を聞いてもらえる場の必要性を述べられました。また、地域生活を支える制度の中にも、障害者を取りまく社会の既成概念があり、壁となっていることを問題提起されました。

加納さんや他のパネリストが追加でコメントし、会場からの質問や意見を受けていると、もう四時半。まだまだ話し足りないという雰囲気の中でシンポジウムは終了しました。■

あなたはどっち??



下林 慶史

【団体紹介】 京都頸髄損傷者連絡会

特定非営利活動法人
京都頸髄損傷者連絡会
村田恵子

私たち特定非営利活動法人京都頸髄損傷者連絡会は、重度の障がいがあっても、住み慣れた地域で生活し社会の一員として人格を尊重されるよう、福祉制度や環境の向上を求め活動している障がい当事者団体です。メンバーの多数が交通事故、転落事故、スポーツでの事故などで頸髄を損傷し重度の四肢障害があります。

立位や歩行が不可能であることその他、膀胱直腸機能障害や体温調節機能障害など抱える重度の合併症が多くあります。その様な障がいがあっても我々は真の自立を目指して社会へ声を届けていきたいと考えております。どうぞ今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。



やっと折り返し地点！

障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる
京都づくり条例（仮称）「中間まとめ」について

昨年3月末から始められた「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」の検討会議が、3月14日時点で8回開催され、その検討会議に向けて、私たち実行委員会が主催する「検討部会」もハードなスケジュールで第9回目まで開かれています。

これらの会議で発言されてきたこと、またタウンミーティングや様々な意見書によって提案されてきた項目、差別事例の収集などを整理した「中間まとめ」が京都府から3月10日に提出されました。この中間まとめは、条例文策定の基礎データとなるもので、その後の実施要項などを作る際に重要なものとなります。①福祉②医療③商品販売・商品提供④労働⑤教育⑥建物・公共交通⑦住宅⑧情報・コミュニケーション⑨ハラスメント⑩障害のある女性、—という10分野にわたって議論されてきたことなどが網羅されました。また、罰則規定の是非、第三者委員会の設置、条例の見直し期間の設定などにも触れ、今後の検討課題であることも確認されました。

この中間まとめが、これまでも作られてきた他府県市の条例ではなかなか踏み込めることの出来なかった女性の複合差別の問題などについても触れられており、今後私たちも、他の検討委員や府議会議員などに対して、丁寧に説明しながら、全国知事会の会長である山田知事に対しても「先駆的な条例」として策定してもらえるよう訴えていかなければなりません。

もちろん、これらの分野だけでは語りつくせないさまざまな課題（条例の名称、前文、基本理念、目的、性と生殖、包括的分野など）があることについても認識し、ますます忙しい日程の検討とロビー活動が必要になってきます。

皆さんのご協力よろしくお願いたします。

事務局長 矢吹文敏

「はもん～波紋～」 Vol.2 2013・3・27

障害者権利条約の批准と完全実施を目ざす京都実行委員会

連絡先：住所 601-8036 京都市南区東九条松田町28

メゾンガラス京都十条101 JCIL気付

TEL 075-671-8484 FAX 075-671-8418

Email jcil@cream.plala.or.jp